

(別表) 作業プログラムの概要

	発行体(A)	会計監査(B)	取引場所(C)	仲介業者(D)	資産管理(E)
新規調査			<ul style="list-style-type: none"> ・ 分裂市場に関わる価格形成(C.2.1) ・ 取引所など市場への直接アクセス(C.2.2) ・ アウトソーシング(C.2.3) ・ 相互承認(C.2.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術のインパクト(D.2.1) ・ 金融機関の内部統制システム(D.2.2) ・ 公正価格のモデル化のための熟練者 ・ 流動性リスクの管理(D.2.2) ・ SSG 作業の監視/見直し(D.2.2) ・ 「投資家」の定義(D.2.3) ・ 相互承認(F) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライベート・エクイティの利益相反(E.2.1) ・ ファンド実績の提示における標準化されたベンチマーク(E.2.2) ・ ストラクチャード商品投資のためのデュエディリジェンス(E.2.3) ・ ソブリン・ウェルス・ファンド(E.2.5) ・ 取引所上場ファンド(ETF)(E.2.6) ・ 不動産ファンド(E.2.7) ・ 相互承認(F)
金融活動の規制トレンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準の監視(A.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準の見直し(B.1) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ CIS 評価 E.1.1) ・ ファンド・オブ・ヘッジファンド規制の諸要素(E.1.2) ・ ソフト・コミッションとインセンティブ(E.1.3)

<p>金融活動の規制 トレンド(続)</p>	<p>開示と透明性</p> <p>ガバナンスおよび 利益相反(A.3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的解除の原則 (A.2.1) ・ 定期的開示の原則 (A.2.1) ・ 開示基準への取り組み <ul style="list-style-type: none"> －ABSの発行(A.2.3) －特別目的会社 (A.2.2) －公正価格で保有さ れている投資資産の 評価(A.2.4) ・ 証券化商品の所有権 の内部統制およびデュー ーディリジェンス (A.2.5&A.2.6) ・ 信用格付機関—監視 (A.4) ・ 少数株主の保護 (A.3.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人倫理基準の見 直し(B.2) ・ 監査のクオリティ (B.3,B.4&B.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャード・ファイ ナンス商品市場の透 明性(C.1.1&C.2.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人投資家に対する 販売時の開示および 顧客適合性(D.1.2) ・ 金融商品間の機会均 等(D.1.2) 	
----------------------------	---	--	---	--	--	--

					・ 職業倫理の順守 (D.1.3)	
エンフォースメント				<ul style="list-style-type: none"> ・ クロスボーダー活動における情報交換 (C.1.2) ・ ボイラールーム (C.1.3) ・ 資産凍結(C.1.4) 		